

## 発議案第7号

### パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ恒久的な停戦を求める決議

標記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大船渡市議会会議規則（平成3年議会規則第1号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和6年12月17日

提 出 者 大船渡市議会議員 三 浦 隆

賛 成 者 大船渡市議会議員 熊 谷 昭 浩

賛 成 者 大船渡市議会議員 山 本 和 義

賛 成 者 大船渡市議会議員 森 操

大船渡市議会議長 伊 藤 力 也 様

## 提案理由

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの衝突を契機として、パレスチナ自治区ガザ地区において、人命が深刻な危機的状況にさらされ、市街地が甚大な被害を受けている。現在の深刻な事態の沈静化と人道的状況の改善が早期に実現すること、及び、恒久平和の実現を望み、即時かつ恒久的な停戦を強く求める。これがこの決議書を提出する理由である。

## パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ恒久的な停戦を求める決議

令和5年10月7日のハマス戦闘組織によるイスラエルへの攻撃及び人質事件以来、イスラエル軍の報復が1年以上たった現在も継続しており、パレスチナ自治区ガザ地区に対する無差別爆撃と地上侵攻が続いている。

イスラエルの攻撃による死者は令和6年10月半ば現在4万2千人以上いるとされている。その大半は一般市民であり、7割近くは女性と子どもである。自治区の80パーセントが破壊され、住民の90パーセント以上が絶えず避難を余儀なくされている。いかなる理由があろうとも、一般市民への攻撃と非人道的行為は正当化できるものではない。

また、令和6年10月28日にイスラエル議会が国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の国内での活動を禁止する法案を可決したことにより、UNRWAやその他の国際機関による人道支援活動の継続への深刻な影響が懸念されている。

よって、大船渡市議会は、すべての当事者が国際法に従い、早急に戦闘行為を停止し平和的に問題を解決するために、より一層の外交努力を行うよう、日本政府をはじめとする国際社会に強く訴え、以下の行動を促すものである。

1. 即時かつ持続的な停戦
2. 国際法、国際人道法の遵守
3. 人的被害の抑制、人道支援活動の再開

以上、決議する。

令和6年12月17日

大船渡市議会